学校感染症罹患時の出席停止について

感染症予防のために、児童生徒が学校保健安全法施行規則第 18 条に規定されている感染症に罹患した場合、 あるいは罹患した疑いがある場合は学校保健安全法第 19 条に基づいて出席停止の扱いと致します。

分類	病名	出席停止基準				
第一種	 ・エボラ出血熱 ・痘そう ・クリミアコンゴ熱 ・南米出血熱 ・ペスト ・ジフテリア ・ラッサ熱 ・マールブルグ熱 ・重症急性呼吸器症候群/SARS ・急性灰白髄炎/ポリオ ・鳥インフルエンザ/H5N1 	治癒するまで。				
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで。				
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。				
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。				
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。				
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したのち 5 日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで。				
	風しん	発疹が消失するまで。				
	水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮化するまで。				
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。				
	「結核	症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認めら				
	□ 髄膜炎菌性髄膜炎	れるまで。				
第三種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸チフス ・パラチフス ・急性出血性結膜炎 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎(流行り目) ・その他感染症	症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認められるまで。				

※参考「その他感染症」

・感染性胃腸炎・サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症・マイコプラズマ感染症・肺炎球菌感染症・溶連菌感染症・伝染性 紅斑・急性細気管支炎(RS ウイルス等)・EB ウイルス感染症・帯状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ・A.B 型肝炎・伝染性痂疹(とびひ)・伝染性軟属腫(水いぼ)・アタマジラミ・疥癬・皮膚真菌症

【第3種「その他感染症」の取り扱いについて】

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の 意見を聞き、第3種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。

【参考】 出席停止期間の算定の考え方

「○○した後△日 を経過するまで」とした場合は、「○○」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

(例)

【新型コロナウイルス感染症】

【出席停止期間の基準】

発症(発熱)した日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発熱	発熱	解熱	症状軽快	症状軽快後	発症後	登校可能日		
		症状あり		1日目	5 日以内			
発熱	発熱	発熱	解熱	症状軽快	症状軽快後	登校可能日		
			症状あり		1 日目			
発熱	発熱	解熱	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後	登校可能日	
		症状あり				1日目		

【インフルエンザ】

【出席停止期間の基準】

発症(発熱)した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した日の翌日から2日を経過するまで

元症(元宗)した自の翌日かりますと経過し、かつ許宗した自の翌日かりて自と経過するよと。								
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	発症後	登校可能日		
			1日目	2 日目	5 日以内			
発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可能日		
				1日目	2 日目			
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可能日	
					1日目	2 日目		